

青 森 県 社 会 保 険 労 務 士 会 会 報

社 労 士 青 森

発行／青森県社会保険労務士会 青森市本町5-5-6 ☎ 017-773-5179 FAX 017-775-1428 編集／総務広報委員会



がんばろう東北!



今年もよろしくお願ひいたします。

青い森鉄道アテンダント 第1期生のみなさん

写真提供／青い森鉄道様

- 新年のごあいさつ
- 研修会開催
- 改正高齢者法 平成25年4月1日より施行



<http://www.sr-aomori.info>

新年のあいさつ



青森県社会保険労務士会
会 長 葛 西 一 美

新年明けましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一昨年は未曾有の大震災とそれに伴う原発事故が発生し、景気は震災と原発事故による影響に加えて、円高の進行や海外景気の減速などにより、特に地域の経済や中小企業を取り巻く環境は、雇用情勢も含めて依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、早くこの震災を乗り越え、雇用・労働問題、医療・年金・介護等の社会保険問題、早期に解決すべき課題として様々な対応策を講じてもらいたいものであります。

さて、我が青森県社会保険労務士会ではありますが、昨年は念願の社会保険労務士会館を取得できました。組織として目標のひとつでありました事業であり非常に喜んでいるところであります。

平成25年は社労士法施行45周年の年であり、労働審判代理業務・簡易裁判所訴訟代理権の獲得を含めた社労士法第8次改正については、社会保険労務士政治連盟が主となり取り組むため、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

今年も研修及び手続業務の効率を高めるため電子申請の対象手続の拡大等、会員の皆様が一丸となって取り組まなければ成し得ないものであり、皆様には是非ともご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

終わりに会員各位の一層のご発展・ご健勝を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。



全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修

謹んで新年のご挨拶を申しあげます。

青森県会長をはじめ、青森県会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

本年は、昭和43年に社労士法が制定・施行されてから45周年を迎える記念すべき年です。世界経済に目を向けると、欧州諸国の一部にみられる信用不安からの回復の足取りは遅く、国内では製造業を中心に巨額の赤字を計上する企業が相次ぐ等、経済活動の自律的回復への展望が描きにくい状況にあります。また、雇用環境についても、完全失業率は4%台に高止まりしたままであるとともに、いわゆる非正規雇用も全雇用の3分の1を超えるようになり、引き続き厳しい状況が予想されることから、社労士に対する期待は極めて大きなものとなっています。

このような状況の中、労働、雇用、年金、医療、介護等社会保障制度において国民のセーフティネットを支えるという重要な社会的使命を果たすとともに、社会貢献にも積極的に取り組むことで、より一層の社労士制度の発展、地位向上を目指してまいります。

さて、最優先課題として掲げてきました「第8次社労士法改正」につきましては、個別労働関係紛争に関する未然防止から解決までの全ての場面で社労士の専門的な知見が活用されるよう、労働審判における代理権、簡易裁判所における訴訟代理権等の改正項目について、本年の国会での成立を目指し、全力で取り組みます。この法改正の成就に向け、昨年4月の社労士会労働紛争解決センター推進全国会議で掲げた目標「あっせん申立件数1,000件」を達成するため、会員の皆様には、さらなる実績づくりへのご協力をお願い申し上げます。

平成22年度から推進しております「労働条件審査」につきましては、昨年、法務省の民間競争入札の実施にあたり、社労士による労働条件審査が実施されました。これは、中央省庁における初の事例であり、「労働条件審査イコール社労士」という図式の確立に向けた大きな成果です。本年も引き続き、都道府県会との連携を強化し、中央省庁、地方自治体への積極的な導入提案や会員の皆様に対して研修を実施するなどの支援を行います。

また、より一層国民に信頼される社労士制度とするために、研修事業について、社労士研修システム（eラーニング）における業務研修等分野ごと教材の更なる充実及び活用を図り、会員の業務能力向上を推進するとともに、新たに会員になれる方の専門家としての資質を涵養するための社労士修習制度の創設に向けた検討を進める等、体系的研修制度を整備するための具体的な取組みを進めてまいります。

電子申請については、社労士にとって今後の1・2号業務の職域を確保するために必要不可欠であることから、引き続き利用促進に取り組むとともに、厚生労働省等に対して積極的な提案を行い、より一層の利便性向上を図ってまいります。

連合会では、この他にも制度推進のための事業として、都道府県会が中小企業支援を行うための窓口「社労士会中小企業経営労務支援センター」を開設するための協力や、社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度（SRP認証制度）の推進、社労士モニター制度の充実、厚生労働省等の委託事業の受託実施、社会貢献のための事業として、東日本大震災等の災害復興に関する事業、街角の年金相談センターの運営、成年後見制度への取り組み、学校教育における社労士の活用促進、社労士制度の国際化、などの事業を推進します。

末筆になりましたが、本年が貴会と会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。



青森労働局

局長 藤井 伸章

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

青森県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、労働行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年の県内の景気は、東日本大震災の影響が薄れつつある中で緩やかな持ち直しが続いた後、その動きが一服しておりますが、全国的には景気が後退局面に入ったとされております。

県内の雇用情勢も、東日本大震災後に0.38倍まで落ち込んだ有効求人倍率がその後徐々に回復し、昨年5月には約20年ぶりとなる0.63倍となるなど雇用状況の改善が進み、その後も一定水準を維持しているものの、その動きも弱まりつつあり、また、全国水準とは依然として格差のある状態となっております。

また、県内の労働災害の発生状況については、長期的には減少傾向にあったものの、平成22年、23年と連続して増加に転じ、昨年も厳冬・豪雪の影響もあり最終的には増加となる見込みです。労働災害の発生に歯止めをかけるためにも、この冬の県内の積雪の状況などには、十分注視していく必要があります。

昨年、多くの改正法が施行され、制度が変わりました。具体的には、育児・介護休業法が7月、労働契約法が8月（一部本年4月）、労働者派遣法が10月にそれぞれ施行され、また、改正高齢法が本年4月に施行されます。

このような状況の中、本年も、私ども青森労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、職員が一体となり、人々が安心して働くことのできる労働環境を作るための諸課題に積極的に取り組んでまいります。同時に皆様方のご協力が不可欠と考えており、これまで以上のご高配を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

最後に、貴会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

研 修 会 開 催

平成24年度第1回研修会（1日目）

日 時 平成24年11月12日（月） 10：30～16：10

場 所 ホテル青森3階「あすなろの間」

受講者数 76名

研修テーマ・講師

○労働者派遣法の改正について

講師：青森労働局職業安定部

需給調整事業室長 相川 昭治 氏

○厚生年金保険の適用について

講師：東北ブロック本部 適用・徴収支援部

参事役 鳥居 英和 氏

○国民年金制度について

講師：東北ブロック本部 適用・徴収支援部

参事役 三津谷徳哉 氏



相川 昭治 氏



三津谷 徳哉 氏



鳥居 英和 氏

平成24年度第1回研修会（2日目）

日 時 平成24年11月13日（火） 10：30～16：10

場 所 ホテル青森3階「あすなろの間」

受講者数 71名

研修テーマ・講師

○年金給付について

講師：東北ブロック本部 相談・給付支援部

小椋 明子 氏

櫻田 明 氏



小椋 明子 氏



研修会の様子



櫻田 明 氏



平成24年度第2回研修会

日 時 平成24年12月11日（火） 13：00～16：30

場 所 ホテル青森3階「あすなろの間」

受講者数 81名

研修テーマ・講師

○「是正勧告・未払残業代問題」について

講師：日本橋中央労務管理事務所代表

社会保険労務士 河野 順一 氏



研修会の様子



河野 順一 氏

**平成24年度新規入会者・開業準備研修会**

日 時 平成24年12月7日（金） 10：30～17：00

場 所 青森県社会保険労務士会事務局

受講者数 8名

研修テーマ・講師

○労働・社会保険手続の実務

講師：青森県社会保険労務士会

川村 啓之 氏

○電子申請について

講師：青森県社会保険労務士会

調査企画委員長 石倉 伸一 氏

○社会保険労務士の倫理

○青森県社会保険労務士会並びに

全国社会保険労務士会連合会等の組織構成及び役割

講師：青森県社会保険労務士会

副 会 長 高地 豊人 氏

○事務所開設の準備

○経営企画

○受託事業所の開拓方法等開業のための実務

講師：青森県社会保険労務士会

副 会 長 高地 豊人 氏



研修会の様子

平成24年度倫理研修の開催案内

1. 日 時

平成25年3月2日(土)

受付開始 13:00

開催時間 13:30~16:30
2. 会 場

アピオあおもり 2階「大研修室2※」

〒030-0822 青森市中央三丁目17-1

TEL 017-732-1010
3. 研修内容及び実施方法

(1) 研 修 内 容 社会保険労務士の職業倫理及び品位保持にかかる事項等

(2) 実 施 方 法 連合会作成「倫理DVD」の聴講及び講師による集合形式により実施します。

(3) 受講対象者 平成23年度、平成18年度、平成13年度、平成8年度、平成3年度、昭和61年度
4. 受 講 料

無料(交通費等にかかる実費は自己負担となります。)

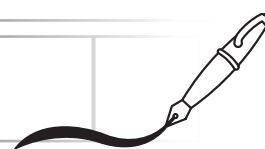
※ 先日通知いたしました、平成24年度倫理研修の開催案内で、誤りがございました。
会場がアピオあおもり2階「大研修室1」とありましたが、正しくは、アピオあおもり2階「大研修室2」になります。

今後の倫理研修実施年度別受講対象者登録年度一覧

倫理研修 実施年度	受 講 者 対 象 者 登 録 年 度						
平成25年度 (2013年度)	平成24年度 (2012年度)	平成19年度 (2007年度)	平成14年度 (2002年度)	平成9年度 (1997年度)	平成4年度 (1992年度)	昭和62年度 (1987年度)	昭和57年度 (1982年度)
平成26年度 (2014年度)	平成25年度 (2013年度)	平成20年度 (2008年度)	平成15年度 (2003年度)	平成10年度 (1998年度)	平成5年度 (1993年度)	昭和63年度 (1988年度)	昭和58年度 (1983年度)
平成27年度 (2015年度)	平成26年度 (2014年度)	平成21年度 (2009年度)	平成16年度 (2004年度)	平成11年度 (1999年度)	平成6年度 (1994年度)	平成1年度 (1989年度)	昭和59年度 (1984年度)
平成28年度 (2016年度)	平成27年度 (2015年度)	平成22年度 (2010年度)	平成17年度 (2005年度)	平成12年度 (2000年度)	平成7年度 (1995年度)	平成2年度 (1990年度)	昭和60年度 (1985年度)



事務所訪問



今回の事務所訪問は、八戸支部の島守雅之さん（44歳）にお話を伺いました。



—開業の経緯は？

行政書士の事務所に勤務していたとき、数多くの経営者と接することができ、その経営者の方々から真剣に仕事に取り組むことの素晴らしさを教えていただき、経営者のパートナーになれる仕事がしたいと考え、社会保険労務士、行政書士を目指しました。現在の事務所スタッフ11名のうち有資格者は、社会保険労務士が3名、行政書士が1名です。

—最近多い相談は？

最近、労働関係法令の改正が多いため、「今後、会社としてどのような対応が必要なのかアドバイスが欲しい」という相談が多い。信頼関係を重視した賃金制度・労務管理を、経営者の立場に立って、提案していきたい。

—抱負やモットーは？

企業が永続的に繁栄するためのアドバイスを心掛け、経営者や従業員そしてその家族の幸福を通じ、地域社会への貢献を目指したい。

—休みの日は？

休日は、愛犬の散歩や、登山、ドライブ、読書などで過ごしております。

—取材を終えて

企業にとって一番重要なものは「人財」であり、「企業の永続的な繁栄」を常に心がけている社労士は、経営者にとって心強いパートナーではないでしょうか。

島守経営労務事務所
八戸市十八日町41-2 カーニープレイス八戸ビル3F
開業：平成12年1月
<http://www.shimamori-hrm.jp/>
TEL 0178 - 71 - 3321 FAX 0178 - 71 - 3325

～改正高齢者法 平成25年4月1日より施行～

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修

改正高年齢者雇用安定法が平成25年4月1日より施行されますが、会員の皆様におかれましては同法が平成16年に改正された以降、高年齢者の継続雇用制度の導入等の措置を図る等、既に多くの事業所からのニーズに応じてこられたことと存じます。

今般の改正では、これまで「労使協定により継続雇用の対象となる高年齢者が限定」されていた規定が廃止され、事業主には、原則として希望者全員を65歳まで雇用する制度を導入することが義務化されたことになります。

これからは、60歳以降の雇用に当たって賃金などの労働条件の設定が重要な課題となります。例えば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意がどうしても得ることができず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否する結果となってしまったとしても、事業主が合理的な裁量の範囲で条件を示していれば、改正高年齢者雇用安定法違反とはならないこととされております。これと前途の65歳までの雇用確保の義務化とのバランスを踏まえた運用面のアドバイスを事業主に如何に行うかが、人事労務管理の専門家としてこれまで培ってきた社労士の知識・技能・知恵が大いに試され、発揮されるところであると考えております。

今後の日本の産業を支える労働者の年齢構造改革期に、社労士としての知見を存分に活かし、日本経済の発展を足元から支える一翼を担って活躍されることを心よりご期待申し上げるところでございます。

～関与先の就業規則は大丈夫？～

今回の改正の大きな目玉は、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止です。

労使協定で定める基準に該当する者を65歳まで継続して雇用する制度を導入している企業は、就業規則の見直しが必要です。基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続雇用する、基準を廃止せず*経過措置を利用する等の対応が求められます。関与先の就業規則は大丈夫でしょうか？

※平成25年3月31日までに、労使協定で、65歳までの継続雇用制度の対象者の基準を定めている場合は、平成37年3月まで老齢厚生年金の受給開始年齢に達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できます。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

【平成24年8月29日成立】

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

- 事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

5 その他

- 厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

施行期日：平成25年4月1日

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

ポイント

●継続雇用制度についての留意事項

- 継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。
- 就業規則に定める解雇・退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- 就業規則に定める解雇・退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇・退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

■あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、キャンペーンのパンフレットのチェックリストなどでご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

パンフレットはお近くの年金事務所で配付しています。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い頃に勤めていた
記録が見つかった
例：年額 98 万円 → 234 万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった
例：年額 43 万円 → 154 万円

名前の読み方が誤って登録
されていた記録が見つかった
例：年額 0 万円 → 137 万円

「ねんきんネット」で
ご確認を！

- 「未加入」となっている期間は要チェック。ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- 平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

受付：月～金曜日(9:00～20:00) 第2土曜日(9:00～17:00)

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ：ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

TEL.0570-058-555 ※050または070から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1144

HPアドレス：<http://www.nenkin.go.jp>

社会保険労務士賠償責任保険

中途加入のご案内

安心・円滑な業務遂行、顧問先との信頼関係の
維持のためにも是非加入しましょう！！

詳しい資料は、県会事務局にご請求下さい。

電話 017-773-5179

FAX 017-775-1428

メールアドレス jimukyoku@sr-aomori.info

＜取扱代理店＞

有限会社 エス・アール・サービス

住所：〒103-8346

東京都中央区日本橋本石町3-2-12

社会保険労務士会館

電話：03-6225-4873

＜引受保険会社＞

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）

広域法人部法人第三課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

富士火災海上保険株式会社

事 務 局 だ よ り

平成25年2月1日現在会員数

会員種別	支部名	青	森	弘	前	八	戸	む	つ	十和田	五所川原	合 計
開 業			55		25		39		11	17	12	159
非 開 業			14		9		9		2	5	1	40
合 計			69		34		48		13	22	13	199

【入 会 者】

氏 名	種 別	入会日	住 所	TEL・FAX
アラ シキヨシアキ 新屋敷良明	開業	H24.12.1	社会保険労務士新屋敷事務所 〒034-0032 十和田市東四番町4-27	TEL 0176-23-4082 FAX 0176-23-7130
キムラ タツヒロ 木村 達広	非開業	H24.12.1	たつひろ社会保険労務士事務所 〒034-0032 十和田市東四番町4-27	TEL 0176-23-4082 FAX 0176-23-7130
ニシヤマ ミチエ 西山 道衛	非開業	H24.12.1	鳴海事務所 〒030-0944 青森市大字筒井字ハツ橋1381-13	TEL 017-728-1286 FAX 017-728-1287

【退 会 者】

氏 名	支 部	種 別	退会日
鍋田 強吾	弘 前	開 業	H24.12.31

【諸 変 更】

氏 名	変 更 内 容
住吉 真悟	事務所の所在地 青森市奥野2-27-6
	事務所電話番号 017-763-0120
	事務所FAX番号 017-763-0121
	住 所 青森市奥野2-27-6
	電 話 番 号 017-763-0120

PSD 社会保険労務士

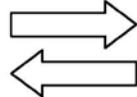
e-Gov
電子申請
一括申請対応

e-Gov 電子申請 大規模 LAN 対応 給与ソフトダイレクトデータ連動機能搭載

OBC, PCA, 応研, 弥生 認定ソリューションソフトウェア

○給与奉行 ○PCA 給与 ○給与大臣
○弥生給与 ○給与応援 ○給与 Kid
各種給与計算ソフトとの強力なデータ連動
機能搭載。顧問先の様々な給与計算シス
テムにも対応可能。
他業務ソフト・Excel 等のデータ連動可能。

被保険者・給与情報



取込みデータで
即座に運用可能！

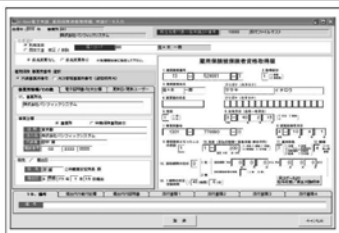


- 健康保険・厚生年金システム
- 雇用保険システム
- 労災保険給付システム
- 労働保険申告システム
- 一括有期労働届・報告書・総括表システム
- 役所用紙・基金・組合用紙・印字
(帳票設計機能)
- 個別労働紛争あっせん代理システム
- 給与計算ソフトデータ連動機能
- 人事管理ソフトデータ連動処理
- 賞金土デーデータ連動機能
- FD申請処理 電子申請処理

e-Gov一括申請ナビゲーター機能搭載！ クリック操作のみで申請まで！



一括申請ナビゲーター画面



雇用保険資格取得イメージ入力画面

●ナビゲーター機能では、e-Gov 起動→パーソナライズ ID・PW の転送→電子証明書、提出代行証明書、その他の添付ファイル書類と申請書データから送信用 ZIP ファイルを作成→送信までをクリックのみで行う事ができます。

●申請書の作成はイメージ画像を出し、分かり易い画面



資料請求・お問い合わせは 株式会社パシフィックシステム まで

<http://www.psd-soft.com/sr>

〒106-0044 東京都港区東麻布 1-5-6 TEL03 (5572) 6700 FAX03 (5572) 6701

新会員の紹介



十和田支部
新屋敷 良明

この度、昨年12月に開業社労士として入会させて頂きました新屋敷良明と申します。私は、20歳から青い森いしくら事務所に勤務し、師匠を含め諸先輩方からのご指導を頂き、ようやく合格することができました。

私の趣味はゴルフですが、ゴルフには「あがってなんぼ」という言葉があります。球は曲がるもの、悩みはつきもの、今後も日々研鑽を積み、顧客のため地域のためになれる社労士を目指していきますので宜しくお願いいたします。



十和田支部
木村 達広

昨年の12月に入会致しました木村達広と申します。転職して、現在の青い森いしくら事務所に勤務して5年が経ちました。今後は社会保険労務士としての自覚を持ち、研修等を通じて自分のスキルを高め、日常業務に生かしていきたいと思います。

趣味は、釣りとゴルフです。釣りはよく双子の弟と出掛け、昨年は初めてアオリイカに挑戦し釣ることができました。



青森支部
西山 道衛

昨年12月に入会しました青森支部の西山^{みちえ}道衛と申します。現在は、13年間お世話になっている鳴海事務所のスタッフとして社労士業務に従事しております。

今後も初心・向上心を忘れずに日々研鑽する所存でございます。

非開業登録であるため会活動への参加は限られるとは思いますが、可能な限り積極的に参加したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

余談ではございますがあきれれるほどのビール党でございます。

編集後記

改正高齢者法が4月1日から施行されます。これからは、60歳以降の賃金等の労働条件等の設定が重要な課題となります。併せて、退職金規程の見直し、賃金制度の見直し、在職老齢年金、高齢者雇用継続給付、各種奨励金等の活用等、これを機会に積極的に事業主へ提案してみてもはいかがでしょうか。

未納会費の納入をお願いします

今年度も残すところわずかとなりました。社労士会の諸活動は、すべて会費で成り立っていますので、皆様の早期納入をお願い致します。